

## 実際の刑事裁判を傍聴してみませんか？

10月は、鶴亀老人クラブの方々10名が、研修目的で刑事裁判傍聴にお越しくださいました！  
当日は、業務上横領被告事件を傍聴し、その後、刑事部の裁判官と質疑応答を行いました。  
皆さまから、たくさんの質問をいただきましたので、その一部を御紹介いたします。

### 質疑応答

Q：裁判官には、どのようにしてなるのですか？。

A：裁判官に任命されるためには、まず、司法試験に合格し、司法修習生として一定期間修習することが必要です。  
この修習を終え、もう一度試験に合格すると初めて、裁判官、検察官、弁護士になる資格を取得します。  
裁判官は、この資格のある人の中から任命されます。

Q：今日、傍聴した刑事裁判の裁判官はひとりでしたが3人の裁判官がいるのはどのような裁判ですか。

A：今日は、ひとりの裁判官が行う単独事件でした。3人の裁判官が行うのは合議事件といいます。  
刑事事件においては、例えば、非現住建造物等放火（人が住んでいない建物への放火）が合議事件です。  
また、強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）等一定の重大犯罪は、裁判員裁判  
対象となり、6人の裁判員の方と3人の裁判官と一緒に裁判を行います。

Q：裁判官は、どのようなときにやりがいを感じますか？

A：裁判官は、憲法や法律に拘束されるほかは、良心に従って、独立して各事件について  
判断を行います(憲法第76条第3項)。  
ですから、双方の主張が異なるようなとき、非常に悩むこともありますが、最終的には自分の  
良心に従って判断します。  
それが社会的にも通用する力を持つわけですので、とてもやりがいを感じます。



刑事部 佐藤裁判官



～参加者からの感想～

裁判所の中に入るまでは、  
とても緊張していたけど、  
裁判官がとてもまさくな方で、  
緊張がほぐれました。



### ■ 裁判所見学会のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を随時開催しております。  
詳しくはウェブサイトをご覧ください。

(お問合せ・お申込先)

山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)



アイコンを  
クリック！

裁判員  
制度とは

山形地方裁判所

見学

山形地家裁  
裁判所見学会